

令和4年1月7日



事業主各位

熊本労働局雇用環境・均等室長

改正育児・介護休業法等の説明会（オンライン含む）の開催について（御案内）

日頃から労働行政につきまして、御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」（令和3年法律第58号。以下「改正法等」といいます。）が令和3年6月9日に公布されました。

改正法等により、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて仕事と育児を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業（「産後パパ育休」制度）の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等が、令和4年4月1日から順次施行されることとなります。

また、職場におけるパワーハラスメント対策が、令和4年4月からすべての事業主の義務となり、女性活躍推進のため一般事業主が行うべき取組（一般事業主行動計画の策定等）の義務が、令和4年4月から常時雇用する労働者数が101人以上の事業主に拡大されます。

以上から、当室では改正法等の概要や育児・介護休業制度等に関する就業規則の規定例等の周知、職場におけるハラスメント防止対策や女性の活躍を推進するため、下記のとおり、改正内容に関する説明会（オンライン開催を含む）を開催いたします。

事業主又は労務管理の担当者におかれましては、説明会に御参加をお願いします。

なお、説明会の内容は、熊本労働局 YouTube チャンネルにおいて、令和4年1月5日に動画配信いたしましたので併せてご活用願います。

不明な点は当室へ問合せ願います。

記

熊本会場

日 時：令和4年1月27日（木）13:15～15:30（定員：120名）

場 所：熊本市男女共同参画センター「はあもにい」メインホール

所在地：熊本市中央区黒髪3丁目3-10

全県会場

日 時：令和4年2月4日（金）13:15～15:30

場 所：熊本地方合同庁舎A棟10F 大会議室

所在地：熊本市西区春日2丁目10-1

オンライン参加 (定員 50名) 大会議室 (定員 15名)

参加申込方法等

別添1「改正育児・介護休業法等説明会」裏面の申込書に必要事項を御記入の上、令和4年1月19日(水)までにFAXにてご提出をお願いします。なお各会場等において定員に達した場合は、以降の申込をお断りさせていただきますので、参加状況等を熊本労働局HPにてご確認の上、お早めに申し込みいただきますようお願いいたします。

添付資料

- 1 改正育児・介護休業法等説明会（裏面は参加申込書となっています）
- 2 育児・介護休業法改正ポイントのご案内

その他ご案内

※新型コロナウイルス感染防止対策について

- ・発熱、咳、咽頭痛などの症状がある方は参加をご遠慮ください。
- ・会場へのご来場の際は、マスクを着用し、周りの方との十分な距離を確保する等施設管理者の示す感染防止対策に従ってください。
- ・感染防止のため主催者が必要と判断した場合、予告なく変更または中止になる場合がありますので、ご了承ください。

【問合先】熊本労働局雇用環境・均等室

電話：096-352-3865

担当：吉田（室長補佐）、薮、釘本